ました。共済年金も同じです。分割の方法は▽合意分割▽第3号被保険者（専業主婦）期間の分割―の2通りあります（図参照）。

まず合意分割です。過去の結婚期間分について双方の話し合いで保険者期間の分割は、妻が請求すれば自動的に半分ずつになります。夫の同意は必要ありません。ただし、法律が施行された2008年4月以降の結婚期間が対象ですので、それ以前の結婚期間は合意分割を組み合わせることになります。

どちらも原則として離婚後2年以内に年金事務所に届け出なくてはなりません。基礎年金は個人ごとですので分割の対象外です。

分割されるのは年金額ではなく、年金額のもとになる保険料の納付記録です。

厚生年金では、厚生年金の離婚分割は年々増え、10年間で妻自身の年金の受給年齢に達しなければなりません。例えば、ずっと専業主婦だった場合は基礎年金が受給できる65歳からになります。

厚生労働省のまとめでは